

●返戻金制度に関する事項

配ぜん人等以外の人材紹介については、当該紹介社員の理論年収の30%(消費税別)を紹介手数料として甲は乙に支払うものとする。その際甲は乙が紹介した求職者について採用が決定した場合にはその求職者が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書類を乙に交付するものとする。 ※理論年収は月額賃金の12ヶ月分とする。尚、振込手数料は振込側負担するものとする。

前項の紹介社員が入社後、自己の責めに帰すべき事由により3ヶ月以内に退職した場合、乙はその期間に応じて以下の割合で受領した報酬を返還するものとする。

1 か月以内 50%

2 ヶ月以内 30%

3 ヶ月以内 20%

尚、甲の事由に起因する退職、甲の都合による解雇若しくは当該社員の死亡等不測の事態による退職の場合、本条は適応されない。